

検討課題

1. 資源物の収集方法及び頻度

<現状>

収集方式：ステーション方式（市内147カ所）

収集日時：月2回、午前7時から9時まで

収集品目：空缶、空ビン、ペットボトル、その他プラスチック、その他不燃、有害ごみ

指定ごみ袋制度以降に伴い、資源ごみ量が増加。

これにより、現在の収集頻度では不便であるとの市民から意見が寄せられています。

<補足（寄せられた意見）>

- ・ 分別ステーションの開設時間に持って行くことが出来ない（ライフスタイルの多様化）
- ・ 2週間に1回の回収頻度では足りない（指定ごみ袋により資源ごみの排出量増加）

2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック新法）への対応

<現状>

令和4年4月に施行されたプラスチック新法により、これまでもやすごみとして処理していたプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の分別収集及び分別収集物の再商品化に努めなければならないとされました。

本市で対応する場合、次の課題を解消する必要があります。

- ・ 現在の月2回の分別収集ではステーションに製品プラ回収用コンテナを設置することが困難な場所がある（スペースの問題）
- ・ 乙訓環境衛生組合（クリーンプラザおとくに）では現有施設で製品プラスチックの分別収集には対応出来ない。令和〇年度建て替え予定の際に対応施設とする可能性有（長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合と要調整。）
- ・ 民間の産業廃棄物処理施設を受入先とすることは可能ですが、将来にわたって安定的に搬入できるか懸念。

<補足（プラスチック新法抜粋）>

（地方公共団体の責務）

第六条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。